



# 島根県報

平成26年8月12日（火）

号外 第 106 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

**告 示**

**島根県告示第469号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年 8 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	美保関八束 松江線	松江市八束町江島地先 から同町入江1032番地 先まで	前	メートル 7.00～ 102.00	メートル 6,330.00	松江県土整備 事務所  確定測量の成果による 変更	
			後	7.00～ 102.00	6,382.00		
〃	久利静間線	大田市久利町行恒字正 田1番1地先から同市 長久町延里字浜247番2 地先まで	前	A	17.17～ 27.03	95.27	県央県土整備 事務所大田事 業所  左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 ダブルウェイ解消  仮設道撤去
				B	6.60～ 8.50	90.52	
			後	A	10.63～ 25.68	95.27	
〃	珍崎浦郷港 線	隠岐郡西ノ島町大字浦 郷2192番6地先から同 2176番1地先まで	前	A	6.72～ 13.28	212.38	隠岐支庁県土 整備局  左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 拡幅  ダブルウェイ解消  町道移管
				B	17.58～ 41.74	90.93	
			後	B	17.58～ 57.95	90.93	

## 島根県告示第470号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年 8 月 12 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	珍崎浦郷港線	隠岐郡西ノ島町大字浦郷2192番6地先から同2176番1地先まで	メートル 90.93	平成26年 8月12日	隠岐支庁県土整備局	